

現行				改定案				改定のポイント
(給与の種類及び体系) 第1条 給与体系は次のとおりとする。 ・本社				(給与の種類及び体系) 第1条 給与体系は次のとおりとする。 ・本社				
給与	基本給	年齢給 能力給		給与	基本給	年齢給 能力給		
	手当	所定内手当	役職手当		手当	所定内手当	役職手当	
			調整手当				調整手当	
			定額残業手当				定額残業手当	
	所定外手当	所定外手当	家族手当		所定外手当	所定外手当	家族手当	
			通勤手当				通勤手当	
			時間外勤務手当				時間外勤務手当	
			休日勤務手当				休日勤務手当	
			深夜勤務手当				深夜勤務手当	
			超過勤務手当				超過勤務手当	
				2 上記基本給のうち、年齢給は、2019年4月30日を以って全額を能力給に統合する。				年功序列型賃金制度から業績型に変更するため。 5月1日より本社社員の年齢給を能力給に統合する。
(達成手当) 第17条 達成手当はセッションを実施回数、延長回数、物販売上金額、営業利益に応じて支給する。  2. 達成手当は研修期間中は支給されない。 3. 達成手当は「就業規則」第32条に定める管理職（以下管理職）、研修生には支給されない。  4. 達成手当は以下のとおり計算する。  ・24/7Workout (1)セッション実施（延長）回数×単価 【単価】				(達成手当) 第17条 達成手当はセッションを実施回数、延長回数、物販売上金額、営業利益に応じて支給する。 <u>なお、詳細は別に定める「達成手当支給基準」によるもの。</u> 2. 達成手当は研修期間中は支給されない。 3. 達成手当は「就業規則」第32条に定める管理職（以下管理職）、研修生には支給されない。 <u>ただし、セッションを実施回数、延長回数に応じて支給するセッションフィーは、統括エリア店長および統括エリア校長を支給対象外とする。</u> 4. 達成手当は以下のとおり計算する。				
		60分	75分	100分	120分	延長		

一般	400円	400円	700円	800円	400円
シニアTR(PTL)	400円	450円	750円	850円	500円
シニアTR(MPTL)	400円	500円	800円	900円	600円
店長代理	400円	400円	700円	800円	400円
店長	300円	300円	300円	300円	1,000円

(2)物販売上金額

一般-店長：販売した商品定価価格（消費税抜）×2.5%

(3)営業利益

支給月に在籍している場合のみ、以下のとおり計算する。

店長：各店舗の営業利益×0.22%

統括エリア店長：担当するエリアの営業利益×0.12%

・24/7English

セッション時間	単価
75分	1,575円
90分	1,890円

・24/7Joysing

セッション時間	単価
50分	500円

(家族手当)

第25条 家族手当は、扶養する家族のある社員に対して次の金額を支給する。

健康保険法上の被扶養者	金額
配偶者	5,000円
子（1人あたり）	7,000円

(家族手当)

第25条 家族手当は、扶養する家族のある社員に対して、扶養認定日の属する月の翌月から次の金額を支給する。

健康保険法上の被扶養者	金額
配偶者	5,000円
子（1人あたり）	7,000円

実態に合わせて支給時期を規定した。

<p>(附則)</p> <p>1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。</p> <p>2. 本規程は、平成27年12月1日より施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">平成28年3月1日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成28年5月1日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成28年6月29日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成28年8月1日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成28年9月21日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成28年11月15日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成29年2月27日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成29年3月15日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成29年7月1日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成29年8月18日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成29年10月18日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成29年12月1日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成30年6月1日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成30年7月1日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成30年12月20日改定・平成31年1月16日施行</p> <p>平成31年1月16日の施行にあたり、本規程第16条に規定する基本給及び本規程第27条に規定する定額残業手当の支給に係る経過措置を、次の通り定める。ただし、平成31年1月1日以降の入社者は、本経過措置を適用しない。</p> <p>(1) 本規程第6条第1項に規定する給与計算期間のうち、平成31年1月1日から同月16日の16日間に係る基本給及び定額残業手当を以下の計算式により算出し、本規程第6条第2項にかかわらず平成31年1月31日に支給する。</p> <p style="padding-left: 40px;">(基本給+定額残業手当) ÷ 20.5 × (当該16日間に係る出勤日数)</p> <p>(2) 平成31年2月25日に支給する基本給及び定額残業手当を以下の計算式により算出し、本規程第6条第2項に定める通り支給する。</p> <p style="padding-left: 40px;">(基本給+定額残業手当) - (本項第1号で算出された金額)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。</p> <p>2. 本規程は、平成27年12月1日より施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">平成28年3月1日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成28年5月1日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成28年6月29日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成28年8月1日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成28年9月21日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成28年11月15日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成29年2月27日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成29年3月15日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成29年7月1日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成29年8月18日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成29年10月18日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成29年12月1日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成30年6月1日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成30年7月1日 改定・実施</p> <p style="padding-left: 40px;">平成30年12月20日改定・平成31年1月16日施行</p> <p>平成31年1月16日の施行にあたり、本規程第16条に規定する基本給及び本規程第27条に規定する定額残業手当の支給に係る経過措置を、次の通り定める。ただし、平成31年1月1日以降の入社者は、本経過措置を適用しない。</p> <p>(1) 本規程第6条第1項に規定する給与計算期間のうち、平成31年1月1日から同月16日の16日間に係る基本給及び定額残業手当を以下の計算式により算出し、本規程第6条第2項にかかわらず平成31年1月31日に支給する。</p> <p style="padding-left: 40px;">(基本給+定額残業手当) ÷ 20.5 × (当該16日間に係る出勤日数)</p> <p>(2) 平成31年2月25日に支給する基本給及び定額残業手当を以下の計算式により算出し、本規程第6条第2項に定める通り支給する。</p> <p style="padding-left: 40px;">(基本給+定額残業手当) - (本項第1号で算出された金額)</p> <p style="text-align: center;">平成31年2月20日改定・実施</p>	<p style="text-align: center;">改定日の追加</p>
--	---	---